

特集

キーワード 判例20選



社会保険労務士
三宅 大樹
(山川社労士予備校)

選択式問題で合格点確保のポイントになる20の最高裁判例を特集します。特に選択式問題の空欄になる可能性の高い「キーワード」を把握したうえで、判旨とポイント解説により理解を深めていきましょう。

1 秋北バス事件 (最大判昭43.12.25)

本判例のキーワード

- ① 社会的規範 ② 法的規範 ③ 個別的に同意

判旨

●就業規則は、当該事業場内での①社会的規範たるにとどまらず、②法的規範としての性質を認められるに至っているものと解すべきであるから、当該事業場の労働者は、就業規則の存在および内容を現実に知っているか否とにかかわらず、また、これに対して③個別的に同意を与えたかどうかを問わず、当然に、その適用を受けるものというべきである。

ポイント解説

- 合理的な労働条件を定めている就業規則は、「法的規範性」を認められ、当該事業場の労働者は、就業規則の存在および内容を現実に知っているか否とにかかわらず、これに対して個別的に同意を与えたかどうかを問わず、当然に、その適用を受けるとされました。
- 「法的規範性」とは、立法府である国会が制定する法律による規範を指し、一般的に強制力が働きます。一方、「社会的規範性」とは、法的規範性を含むより広い概念であり、慣習や道徳など社会生活を営む上で守らなければならない規律をいいますが、国家による強制力は必ずしも働きません。

2 福島県教組事件 (最一判昭44.12.18)

本判例のキーワード

- ① 賃金過払 ② 相殺 ③ 経済生活の安定

判旨

- ① **賃金過払**による不当利得返還請求権を自働債権とし、その後を支払われる賃金の支払請求権を受働債権としてする② **相殺**は、過払のあった時期と賃金の精算調整の実を失わない程度に合理的に接着した時期においてされ、かつ、あらかじめ労働者に予告されるとかその額が多額にわたらない等労働者の③ **経済生活の安定**をおびやかすおそれのないものであるときは、労働基準法24条1項の規定に違反しない。

ポイント解説

- 労働基準法24条1項では、賃金は、法令に別段の定めがある場合又は労使協定がある場合を除き、その全額を直接労働者に支払わなければならない旨を定めていますが、この趣旨は、労働者の賃金はその**経済生活の安定**に資する重要な財源で日常必要とするものであるため、これを労働者に確実に受領させ、その生活に不安のないようにすることが労働政策上、必要だからです。
- したがって、一般的には、労働者の賃金債権に対して、使用者は使用者が労働者に対して有する債権をもって**相殺**することは許されませんが、実際の賃金支払の事務においては、**賃金過払**が生じることがあり、このような場合、これを精算ないし調整するため、後に支払われるべき賃金と**相殺**できることが認められています。

3 シンガー・ソーイング・メシーン事件（最二判昭48.1.19）

本判例のキーワード

- ① **退職金債権を放棄** ② **意思表示** ③ **自由な意思**

判旨

- 賃金全額払の原則の趣旨とするところは、使用者が一方的に賃金を控除することを禁止し、もって労働者に賃金の全額を確実に受領させ、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにしてその保護をはかろうとするものというべきであるから、本件のように、労働者たる上告人が退職に際しみずから賃金に該当する本件① **退職金債権を放棄**する旨の② **意思表示**をした場合に、賃金全額払の原則が**意思表示**の効力を否定する趣旨のものであるとまで解することはできず、今回の事情に照らすとこの**意思表示**が労働者の③ **自由な意思**に基づくものであると認めるに足る合理的な理由が客観的に存在していたものということが出来るから、**意思表示**の効力は、これを肯定して差支えないというべきである。

ポイント解説

- 退職金**についても、就業規則においてその支給条件があらかじめ明確に規定されている場合には、労働基準法11条の「労働の対償」としての賃金に該当し、したがって、その支払については、同法24条1項本文の定めるいわゆる全額払の原則が適用されます。
- 一方、この事件の判例では、賃金全額払の原則は、労働者の経済生活をおびやかすことのないようにすることがその趣旨であり、今回の**退職金債権を放棄**する**意思表示**の裏には、労働者が競業避止義務に反している点及び経費の着服をしたという疑惑があり、これらの損害を不問とする代わりに、労働者の**自由な意思**に基づいて**退職金債権を放棄**し